

平成 22 年 10 月 8 日

各位

日本振興銀行株式会社

株式会社 S F C G による貸出債権の二重譲渡について

2010年10月6日、当社と新生信託銀行（以下「新生信託」といいます）との間で行なわれていた、株式会社 S F C G の債権を当社、新生信託が二重に譲渡を受けた件に関する訴訟について、判決が言い渡されました。判決は、新生信託の請求を認め、新生信託への金銭の支払いを当社に命ずる内容となっております。

当社としましては、本件を含めた同内容の4件の訴訟に関し、一審判決とはいえ、いずれも同様の理由で当社敗訴の判決を受けていることを重く受け止めており、今後は、株式会社 S F C G より二重に譲渡された債権の帰属について、債権譲渡登記の先後により決することを基本に確認作業を進めていくことといたします。

以 上